

国際評価基準審議会（IVSC）の 組織改革の提言について

国際評価基準審議会（IVSC）評議員 やまだ たつみ 山田 辰己

1 はじめに

国際評価基準審議会（International Valuation Standards Council：IVSC）が臨時に組成したレビュー・グループ（Review Group）によるIVSCの組織改革に関する提言を含んだ報告書が2015年4月に公表された。この報告書では、現在、いろいろな問題を抱えているIVSCが、今後とも、利害関係者（stakeholders）の期待に応じて、世界的に利用される国際評価基準（IVS）を作り続けていくために、16の改革提言を示し、これに基づいて短期（1年程度）及び中期（2～3年）の組織改革などを行うことをIVSCの評議員会に対して推奨している。

これを受けて、IVSCの評議員会は、この報告書の提案に対するコメントを求めて、2015年5月にエンゲージメント・ペーパー（Engagement Paper）を公表した（コメントの締切は、2015年9月1日）。評議員会は、受領した回答を分析して、組織改革の内容を決定する予定である。

IVSCは、1981年にプライベートセクターの非営利組織として設立されたIVSの設定組織である。IVSは、主として、不動産、企業評価及び金融商品という3つの分野にわたる評

価基準を作成している。IVSは、実際の取引のための評価及び財務諸表における公正価値の開示のための評価などに用いられることが期待されているが、IVSの利用は、一部の国や評価専門職業組織（Valuation Professional Organizations：VPOs）に限られており、その利用の拡大は進んでいない。また、これに対応して、その活動のための財政基盤は十分ではない。

筆者は、本誌2015年3月号（Vol. 27 No.3）において、「国際評価基準審議会（IVSC）の活動目的と組織概要」というタイトルで、IVSCの組織概要などについて報告する機会を得た。そのときには詳細を記載しなかったが、IVSCは、2014年10月の総会で、IVSの品質の改善などを目指して、IVSCの組織の見直しを行うことを決定し、同年11月にレビュー・グループを組成した。そして、冒頭に記したように、2015年4月にレビュー・グループから、「結論及び提言（Conclusions and Recommendations）」（以下「報告書」という。）と題する改革提案が示された。評議員会は、その改革提案を実行するために、エンゲージメント・ペーパーを公表すると同時に、移行審議会（Transition Council）を組織し、2015年10月の総会に向けて、短

期的な組織改革の策定・実行及び中期的な組織改革計画の策定を行おうとしている。

今回の報告書における組織改革の提言でレビュー・グループが伝えようとしているメッセージは、IVSCが世界的な評価基準の設定組織であり続けるべきであり、そのために、IVSの設定に関するさまざまなプロセスや評価基準の設定を担うスタッフの能力及び果たすべき役割の見直しを行うべきであるというものである。詳細は後述するが、提言は、IVSCの評議員会に対して、短期及び中期的の明確な活動計画を作成し、これに基づいて、その活動を支える財政的基盤を確固たるものにするとともに、現行のIVSの品質の向上を早急に図り、IVSCが今後も国際的な評価基準設定組織として存続していく道筋を明確に示し、市場からの信任を得るべきであると述べている。このように、報告書では、IVSの高品質化のための変革を含む、組織の抜本的改革が提案されている。

本稿では、このような報告書の概要を紹介する。

2 報告書の構成

報告書の構成は次頁の図表1のとおりである。

レビュー・グループは、2014年12月3日の電話会議を皮切りに、2015年3月6日までの間に、4回の直接会合、7回の電話会議を行い、さらに、IVSC活動に関連する16名にインタビューを行っている。また、IVSCの活動に関する内部文書や議事録なども閲覧している。

報告書がIVSCへ示した改革のための提言は16あり、その内容（仮訳）は、図表2に示すとおりである。また、それぞれの提言が、どの項目に関連するかは、図表1の1.3の各項目の末尾に提言の番号を付すことで示している。本稿では、以下、章を改めて、主な提言の内容を説明する。

【図表1】報告書の内容（本文及び4つの付録からなる）

1.1	背景
1.2	見直しプロセス
1.3	重要なコメント及び提言
1.3.1	全体的評価（提言1及び2）
1.3.2	基準の目的と品質（提言3から5）
1.3.3	基準及びガイダンスの設定プロセス（提言6及び7）
1.3.4	評議員会（提言8）
1.3.5	国際評価基準理事会（IVSB）（提言9及び10）
1.3.6	国際評価専門職業理事会（IVPB）及びアドバイザリー・フォーラム（提言11及び12）
1.3.7	スタッフ（提言13及び14）
1.3.8	メンバーシップ（提言15）
1.3.9	移行審議会（Transition Council）（提言16）
1.4	提言のまとめ
付録1	IVSCレビュー・グループ・メンバーの略歴
付録2	レビューした資料の一覧
付録3	レビューのプロセス
付録4	インタビューでの質問事項

【図表2】報告書の16の提言

提言	提言の内容（仮訳）
1	IVSCは、スタッフの能力に関する問題に対処し、IVSCのポジションを再構築し、その焦点を見直し、そして、それを強固にするために、これから9か月から1年にわたる詳細な計画を開発すべきである。
2	IVSCは、その組織が、現状から、利害関係者の公共の利益のニーズに尽くすことができる、より効率的な組織へどのように移行していくかを利害関係者に示すための2年から3年にわたる詳細な計画を開発すべきである。
3	IVSCは、コアとなる利害関係者に改めて焦点を当て、そして、IVSCが作成する基準が高い品質で、かつ、世界中の現行基準と収斂したものであることを確保するために、企業評価及び不動産に関するIVSの現在の水準及び目的を再検討すべきである。
4	IVSCは、金融商品に関する現在の提案及び公開草案を取り下げ、公共の利益にかなない、市場のニーズを満たす解決策に利害関係者の合意をもたらすことができるようにすることを第一に作業を行う。
5	IVSCは、改訂した基準の中で、IVSCのドキュメントのどれが基準（強制される）とみなされるべきであり、どのような成果物がガイダンス（強制されない）としてのみ役立つのかを明確に指定すべきである。
6	IVSCは、プロジェクトの決定及び基準開発プロセスにおける厳格なプロセスを開発・採用すべきである。IVSCは、基準設定に関するデュール・プロセスに関連するベスト・プラクティスを採用するために、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）といった他の基準設定主体を参照することを検討すべきである。
7	IVSCは、行うプロジェクトの数が、利用できる資源の適切なレベルを反映しており、かつ、それぞれのプロジェクトに適切な時間が与えられるような計画をさらに開発すべきである。
8	IVSCは、評議員会が必要な技能を持ち、そして、適切な個人から構成されることを確保するために、評議員会の資格及び構成の見直しを行うべきである。それによって、主としてIVSCの財政的能力を持続することに関連する目的を満たすことができるようになる。
9	IVSCは、国際評価基準理事会の規模を縮小し、かつ、企業評価及び不動産に関連する資産に特有の技術的専門能力を持つ常設のワーキング・グループを組成することによって、国際評価基準理事会を再構成しなければならない。
10	IVSCは、国際評価基準理事会の現在のメンバーを見直し、必要とされる個人の適格性について規定する付属定款を作成しなければならない。レビュー・グループは、すべての個人がすべての種類の資産、特に、不動産、企業評価及び金融商品をカバーする評価理論を理解していることを確実にすることを推奨する。
11	IVSCは、国際評価専門職業理事会が現在の議題を完成させた時点で、国際評価専門職業理事会を解散し、長期的には、利害関係者が、専門職業基準（Professional Standards）に焦点を当てて集まることのできるような状況を作らなければならない。
12	IVSCは、VPOsではなく基準の最終の利用者にもっと焦点を当てることができるように、アドバイザリー・フォーラムの目的を見直しを検討しなければならない。
13	評議員会は、スタッフの必要人数を見直し、組織の将来のニーズを決定しなければならない。評議員は、組織のさまざまな役割を担う出向者を獲得するために利害関係者とさらなる交渉を行わなければならない。
14	IVSCは、役割、職掌及び組織的ヒエラルキーを明確にするために正式な書面にした案を開発しなければならない。
15	IVSCは、現在のメンバーのカテゴリー及びその会費構造の見直しを短期から中期的に行わなければならない。
16	選抜された評議員は、レビュー・グループとともに、移行フェーズを監視し、進展が成功裏に行われることを確実にするために、移行審議会を組織しなければならない。

3 1.3.1 全体的評価（提言 1 及び 2）

報告書は、IVSCの組織改革に資するために、次の3点に関するレビュー・グループの見解を示している。

- (a) IVSCの現在の活動
- (b) 市場の信認及び今後短期間の財政的安定を構築するためにIVSCが取ることができる施策
- (c) 短期的な安定を確保し、活動の焦点の変更を終えた後に、IVSCが長期的に達成すべき組織構造及びプロセス

レビュー・グループは、関係者のインタビューなどを行い、IVSCの現状の問題点を把握した上で、評議員会に対して、組織の構造及びスタッフの能力を強化し、戦略的方向性を決定するために、直ちに行動を起こすことを求めている。また、直ちに行うべき優先事項は、①主要な利害関係者からのIVSCに対する信認の改善を図ることと、②IVSの質の改善を行うことという2つの事項であると指摘している。そして、2015年10月にパリで開催される今年の総会までに図表3に示す項目に対応する短期の活動計画を立てることを推奨している。

【図表3】短期の活動計画でカバーすべき項目

- (a) スタッフの能力を見直し、必要ならば、IVSCのビジョンを達成するために、組織の目的の再検討を行う。
- (b) 主要な利害関係者からの出向の可能性を含む、短期的にIVSCにとってより経済的なスタッフの在り方に関する代替モデルを開発する。
- (c) もし識別されれば、IVSCの核と

なる利害関係者、及び、利害関係者が必要とする公益を評価することによって、IVSCの目的と使命を再検討する。

- (d) この報告書で提言するようなIVSCの理事会の再構築を行う。
- (e) この報告書で提言するような基準の見直し及び改訂を行う。
- (f) IVSCの戦略と整合する持続可能な予算を作成する。
- (g) 明確で簡潔な中期計画を策定する。

さらに、レビュー・グループは、利害関係者との対話及び彼等からの支持を得ることが非常に重要だとし、図表4に示すような項目に対応する中期活動計画を立案し、そして、現在の評議員会議長のディビッド・トゥイーディー卿が、今後2、3年は現在の職にあり続けて、これを達成すべきだとしている。

【図表4】中期の活動計画でカバーすべき項目

- (a) すべての利害関係者から達成可能と思われるようなIVSCの使命と目的に関する明確な宣言 (statement)。
- (b) 持続可能な長期の予算、及び、不偏で広範なベースを持つ資金調達を可能とする財務計画。
- (c) 詳細で厳格な基準設定プロセス。
- (d) コンバージェンス及び改善のプロセスにおける現行基準の改善のための明確なプログラム。
- (e) (コンバージェンスと改善を目指す) 基準設定プロセスにおける利害関係者との対話、及び、利害関係者の拡大に焦点を絞る。
- (f) 規制当局との対話、及び
- (g) 評議員会議長の引継計画。

4 1.3.2 基準の目的と品質（提言3から5）

レビュー・グループの評価では、現在のIVSは、どのような目的でも使えるように作られているため、定義が広すぎる結果となっている。このため、市場において広く受け入れられておらず、この傾向は、特に、企業評価と不動産評価の基準において顕著である。このため、レビュー・グループは、IVSを大きく改善するための現行基準の見直しを行うことを提言している。このプロセスにおいては、一組の、収斂した、高品質な技術的基準の開発を最終目標として、主要国のVPOsの持つ基準の検討を行うべきことも推奨されている。さらに、レビュー・グループは、IVSの構造として、強制力のある基準と強制力のないガイダンスとを明確に区別できるように変更を行うべきことも推奨している。

IVSがカバーしている3つの分野については、次のような分析と提言が示されている。

- (1) IVSの中では、不動産の評価基準が一番強い分野であり、今後とも、この分野の見直しと改善が最優先されるべきである。
- (2) 企業評価基準は、まだ開発段階であり、いくつかのVPOsや監査法人が、この分野で卓越した専門知識を有しているため、国際的なベスト・プラクティスを組み入れることによって、IVSを改善することができる。
- (3) 金融商品の評価基準は、IVSCが最近、精力的に取り組んでいる分野であるが、支持を得られるまでの状況にはなっていないので、レビュー・グループは2段階のA

アプローチを行うことを推奨している。すなわち、第1段階として、現在のプロジェクトを中止し、現在の提案又は公開草案を取り下げる。金融商品の評価に関する論点がどのようなものか、また、それらの論点に対する解決策を評価基準が提供すべきなのかなどいろいろな問題があるので、第2段階として、多くの利害関係者を集めて、金融商品に関連する論点は何かなどを共有するための円卓会議を開催すべきである。そして、それが完了した後に、IVSCは、詳細な作業計画とともに、金融商品評価基準に関する概念フレームワークを開発することができる。

このように、評価基準の3つの分野ごとに、レビュー・グループの分析と提言が示されている。

5 1.3.3 基準及びガイドラインの設定プロセス（提言6及び7）

レビュー・グループは、現在の付属定款やレビュー・プロセスは、効率的な基準設定プロセスとなっておらず、そのため、評価専門家やその他の利害関係者のニーズに合う基準の設定がなされていないと分析している。これを前提に、主に、次のようなことを推奨している。

- (1) IVSの中に、基準設定プロセスでの議論の状況を示す「結論の根拠 (basis for conclusions)」を設けること。
- (2) 利害関係者が、新基準の提案に対して検討して意見を述べることができるよう十分な時間を取ること。
- (3) 新基準の適用後レビュー（新基準の適用後、例えば、2年を経過した時点で、基準が期待どおり機能

しているかを検討するプロセス）を実施すること。

- (4) 基準のドラフトを作成できる専門性を持った専門家から構成される常設のワーキング・グループを組成すること。

このほか、レビュー・グループは、国際評価基準理事会 (International Valuation Standards Board : IVSB) が同時に扱っているプロジェクトの数が多すぎると分析しており、これを受けて、スタッフなどの使える資源に見合った数のプロジェクトにするようプロジェクトの数を絞ることが提言されている。

6 1.3.5 国際評価基準理事会 (IVSB) (提言9及び10)

IVSBは、6名から9名の3年任期のメンバーから構成され、IVSの新設・改訂を行う、いわば、IVSC活動の中心組織である。レビュー・グループは、次のような点について評議員会が検討すべきだと推奨している。

- (1) IVSBのメンバーの数を削減するとともに、メンバー構成も、学者、企業、基準設定経験のある者などにも広げる。
- (2) IVSBは、不動産及び無形資産、企業評価並びに金融商品の3つの分野を担当するワーキング・グループをその下部組織として組成する。
- (3) IVSBのメンバーの資格要件を改訂する（メンバーには、独立性をより強く求め、同時に他の基準設定組織との兼任をすること、又は、規制当局としての役割を果たすことを禁じることが例として示されている）。
- (4) ワーキング・グループのメンバーの選任プロセス及び資格要件（基

準設定の経験があること及び10年以上の評価に関する経験があることなどが例示されている）を明確化する。

7 1.3.6 国際評価専門職業理事会 (IVPB) 及びアドバイザリー・フォーラム (提言11及び12)

国際評価専門職業理事会 (International Valuation Professional Board : IVPB) も6名から9名の3年任期のメンバーから構成され、その主要な任務は、鑑定人 (valuers) の教育、訓練、そして、資格認定に関する各国の動向のモニタリングを行うことであり、それらを通じて、VPOsを含めた利害関係者が集まり意見交換を行う場として機能することが期待されている。しかし、その機能は、効率的に発揮されているとはいえない状況だとレビュー・グループは判断している。この認識を踏まえて、レビュー・グループは、現在進行中のプロジェクトを完成させた後は、IVPBは、廃止すべきだと推奨している。そして、これに代えて、IVPBの提案を世界中で首尾一貫して適用できるようにし、VPOsとのより活発な対話を行えるようにするために、VPOs自身がフォーラムを創設することを推奨しており、IVSCには、そのまとめ役 (facilitator) として機能すべきことを推奨している。

8 1.3.8 メンバーシップ (提言15)

現在、IVSCには、6つの異なるカテゴリーのメンバー（会員）制度がある。具体的には、①評価職業組織（各国の評価に関する職業団体組織 (VPOs) がこれに該当し、日本

からは日本不動産鑑定士協会連合会がこのカテゴリーのメンバーとなっている)、②暫定的評価職業組織(「評価職業組織」となるためのメンバー要件を満たさない評価に関する職業団体組織が該当する)、③法人メンバー(評価を行う企業又は評価に関心がある企業が該当し、日本からは1社がメンバーとなっている)、④クライアント・メンバー(評価基準に関心のある企業、並びに、貸手、会計士、資産管理会社及び投資銀行などの評価基準の利用者が該当する)、⑤機関メンバー(政府機関や規制当局などの非営利組織が該当する)及び⑥アカデミック・メンバー(大学や研究機関などが該当する)である。直近のアンニュアル・レポート2013-14によると、2013年10月末時点でのメンバー総数は80であり、そのうち、評価職業組織が52、機関メンバーが19と、この2つで大半を占めている。しかし、このようなメンバーからの拠出は、IVSCの収入の約17%でしかなく、それ以外は、主として大手会計事務所をはじめとするスポンサー企業からの資金的支援に頼っ

ている(スポンサー企業は約20社)。レビュー・グループは、このような収益構造の改善の可能性をレビューすることをIVSCに助言している。

9 1.3.9 移行審議会(提言16)

レビュー・グループは、評議員会及びレビュー・グループから選ばれたメンバーによって移行審議会を組織することを推奨している。移行審議会は、上述した短期及び中期の活動計画が確実に実行されるように適時のフィードバックを評議員会に提供するとともに、利害関係者に対して、IVSCが国際的な基準設定組織として、IVSを高い品質にすることを目標に、確実に変わっていくというメッセージを明確に送ることを目的としている。これによって、利害関係者からの信頼をつなぎとめることが期待されている。

10 おわりに

レビュー・グループの報告にもあ

るように、不動産の評価に関するIVSは、それなりの品質として受け入れられているが、企業評価に関するIVS、そして、金融商品に関するIVSは、今後、相当な改善の余地があるといえる。IVSの品質に対する世界からの信任を得て、現在のIVSの改善を行うことが、今後、IVSCが役割を果たしていくための鍵である。そのためには、IVS自体が、国際財務報告基準(IFRS)のような内容の基準となる必要があり、さらに、その設定過程において関係者との意見交換を行い、その意見を反映する仕組み(デュー・プロセス)を充実させることが重要である。

IVSCは、レビュー・グループの報告書を受けて、直ちに移行審議会を組成した。そして、エンゲージメント・ペーパーを公表して、この報告書へのコメントを求めるのと同様並行して、月に1回程度のペースで改革提案の実行のための議論を重ねる予定である。対処しなければならない問題は山積しているが、これらを一つひとつ解決し、今後、数年のうちに、改革の成果を出すことを意図している。